にじが丘自治会ホームページ運営規程

(総則)

第1条 本規程は、「にじが丘自治会ホームページ(以下、ホームページという。)」 運用の取り決めについて定める。ホームページの企画・制作・開示に あたっては、これらを適切に遵守しなければならない。

(目的)

- 第2条 ホームページは、にじが丘のコミュニティを充実、発展させていくため、次の趣旨で自治会関連の情報を開示することを目的とする。
 - (1) 情報発信の手段が増やす。
 - (2) 情報を保存する。
 - (3) 知りたい情報がすぐにわかる。
 - (4) タイムリーな情報を届ける。

(管理運営)

- 第3条 ホームページの管理運営は自治会長の任命による運営責任者が行うも のとする。
 - 2 運営責任者はホームページの目的を理解し、多くの会員が有効利用でき るための管理運営を行わなければならない。
 - 3 運営責任者は、パスワード等、ホームページの管理を妨害する恐れのあ る情報を、第三者に漏らしてはならない。
 - 4 自治会活動の報告で、記事や写真等の提供は自治会会員が協力して対応する。
 - 5 個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、年齢、顔写真等) を掲載する場合、別途定める「にじが丘自治会個人情報取扱規程」を遵守 するとともに、本人の同意を得るものとする。但し、自治会関連行事の スナップ写真(動画を含む)等はこの限りではない。
 - 6 本ホームページは個人的な利用や特定企業や団体の宣伝に利用しては ならない。
 - 7 本ホームページを閲覧したことにより発生した一切の損害及び、第三者 に与えた一切の損害については、自治会はいかなる責任を負わないもの とする。

(制作者の決定)

- 第4条 ホームページの制作者は、原則として規約第5条に定める会員から公募等により決定する。
 - 2 運営担当は応募のあった会員の中から最適な会員を選定し、規約第29 条に定める役員会の承認を得て制作に関する契約を締結する。
 - 3 ホームページの制作者が契約期間の満了、または諸事情により制作が 困難になった場合は、速やかに公募により制作者を決定する。

(情報掲載)

- 第5条 運営責任者はホームページの更新にあたり、規約第29条で定める役員 会で掲載要と判断した情報については、速やかにホームページ制作者 にメール等で掲載を依頼する。情報はその時に添付ファイルとして提 出する。
 - 2 自治会役員または一般会員がホームページに情報を掲載したい場合は、 運営責任者に掲載を依頼する。運営担当は依頼内容を吟味の上、妥当と 認めたときは、自治会長の承認を経てホームページ制作者に掲載を依頼 する。

(掲載情報の修正、削除)

第6条 ホームページ上に掲載されている情報について、関係者からの修正または削除の要求が出された場合、運営責任者は、要求の部分を修正、削除できるものとする。

(運営費の決定)

第7条 運営責任者は毎年12月までに次年度の運営費をホームページ制作者 と打合せの上決定しなければならない。なお、決定した金額は規約第 29条に定める役員会で承認後、次年度予算に計上するものとする。

【付則】

平成31年1月 制定